

「育児休業制度等に関する相談窓口」 を開設します！

令和3年6月に育児・介護休業法が改正され、令和4年4月から段階的に施行・義務化されます。「出生時育児休業の創設」、「育児休業の分割取得」、「有期雇用労働者の取得要件緩和」、「労働者への制度周知の義務化」等育児休業制度が大きく変わります。

そこで、徳島労働局では育児休業制度等に関する「相談窓口」を設けました。事業主・労働者で育児休業制度等の確認は以下の連絡先にお問合せください。

徳島労働局 育児休業制度等相談窓口

設置期間：令和3年11月26日～令和5年3月31日
(土日・祝日・年末年始を除く)

受付時間：9時00分～17時00分

電話番号：088-652-2718

相談先：徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎4F
雇用環境・均等室

(労働者の相談内容)

- 正社員しか育児休業をとれないのですか？
- 育児休業を取得しようとしたら会社をやめるよう言われましたが納得できません。

(企業等の相談内容)

- 育児や介護のための様々な制度を労働者にどのように説明すればよいでしょうか。
- 我が社の育児休業規定を改正法にあわせた形にしたい。

さらに詳しく知るための情報

・イクメン・プロジェクト

厚生労働省では「イクメン・プロジェクト」を実施しています。

<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/>



・雇用環境整備、個別周知・意向確認の例

厚生労働省では以下に社内研修用資料等を用意しています。

<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/company/training/>



個別周知・意向確認、事例紹介、制度・方針周知ポスター例

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533.html>

(2021.11)